

衆議院小選挙区選出議員の
選挙区の改定案についての勧告

(抜すい)

平成29年4月19日

衆議院議員選挙区画定審議会

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の 改定案についての勧告

衆議院議員選挙区画定審議会

本審議会は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年法律第49号。以下「衆議院選挙制度改革関連法」という。）が平成28年5月27日に施行されて以来、衆議院議員選挙区画定審議会設置法第2条及び衆議院選挙制度改革関連法附則第2条の規定に基づき、平成27年の国勢調査の結果に基づく衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議を進めてきた。

その結果、次のとおり選挙区の改定案を作成したので、ここに勧告する。

14区	<ul style="list-style-type: none"> 14区と2区の台東区の清川、馬道の各地区町会連合会及びその隣接区域（第7及び第20～25投票区）とを合わせて新14区とした。
16区	<ul style="list-style-type: none"> 16区の江戸川区本庁管内のうち、第10及び第14投票区を除いた区域を新16区とした。
17区	<ul style="list-style-type: none"> 17区と16区の江戸川区本庁管内のうち、第10及び第14投票区とを合わせて新17区とした。
19区	<ul style="list-style-type: none"> 19区から国立市を除いた区域を新19区とした。
21区	<ul style="list-style-type: none"> 21区から昭島市を除いた区域と19区の国立市、22区の稲城市の南部地域（第4、7、9、12、14、15及び第17投票区）、23区が多摩市の北部地域（第2～4及び第11投票区）及び24区の八王子市の東部地域の東中野、大塚の区域とを合わせて新21区とした。
22区	<ul style="list-style-type: none"> 22区から稲城市の南部地域（第4、7、9、12、14、15及び第17投票区）を除いた区域を新22区とした。
23区	<ul style="list-style-type: none"> 23区から多摩市の北部地域（第2～4及び第11投票区）を除いた区域を新23区とした。
24区	<ul style="list-style-type: none"> 24区から八王子市の東部地域の東中野、大塚の区域を除いた区域を新24区とした。
25区	<ul style="list-style-type: none"> 25区と21区の昭島市とを合わせて新25区とした。
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> 8区と7区の横浜市都筑区のうち、荏田地域周辺（第13、14及び第27投票区）の区域とを合わせて新8区とし、7区の残余の区域で新7区とした。 9区と18区の川崎市宮前区のうち、第15投票区とを合わせて新9区とし、18区の残余の区域と10区の川崎市中原区のうち、第17投票区の区域とを合わせて新18区とし、10区の残余の区域で新10区とした。 16区と13区の座間市のうち、相模が丘地域（第19～22投票区）及び14区の相模原市南区のうち、第26投票区の区域とを合わせて新16区とし、13区の残余の区域で新13区とし、14区の残余の区域で新14区とした。
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> 14区と12区の額田郡幸田町とを合わせて新14区とし、12区の残余の区域で新12区とした。 6区と7区の瀬戸市の水野支所管内のうち、十軒家投票区の区域とを合わせて新6区とし、7区の残余の区域で新7区とした。
三重県	<ul style="list-style-type: none"> 1区から名張市及び伊賀市を除いた区域と4区に属する津市の区域及び松阪市とを合わせて新1区とし、1区の残余の区域と2区の亀山市、鈴鹿市及び四日市市の日永、四郷、内部、塩浜、小山田、河原田、水沢、楠の8地区市民センター管内とを合わせて新2区とし、2区の残余の区域と3区とを合わせて新3区とし、4区の残余の区域と5区とを合わせて新4区とした。
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> 2区と1区の大阪市生野区とを合わせて新2区とし、1区の残余の区域と4区の大阪市東成区とを合わせて新1区とし、4区の残余の区域で新4区とした。

衆議院議員小選挙区の区割り改定案の概要（区割り審勧告）

対象選挙区	現行	(異動)	改定案
第7区 (第8区)	第7区 横浜市港北区 " 都筑区 第8区 横浜市緑区 " 青葉区	(分割)	第7区 横浜市港北区 " 都筑区 第8区 横浜市緑区 " 青葉区 " <u>都筑区(※)</u>
<p>※ 荏田東一丁目、荏田東二丁目、荏田東三丁目、荏田東四丁目、荏田東町、荏田南一丁目、荏田南二丁目、荏田南三丁目、荏田南四丁目、荏田南五丁目、荏田南町、大丸</p>			
第10区 第18区 (第9区)	第10区 川崎市川崎区、幸区 " 中原区(18区を除く地区) 第18区 川崎市中原区(宮内, 新城, 小田中地区) " 高津区 " 宮前区 第9区 川崎市多摩区、麻生区	(分割)	第10区 川崎市川崎区、幸区 " 中原区(18区を除く地区) 第18区 川崎市中原区(宮内, 新城, 小田中地区 井田三舞町, 井田杉山町) " 高津区 " 宮前区 第9区 川崎市多摩区、麻生区 " <u>宮前区(※)</u>
<p>※ 宮前区役所向丘出張所管内(神木本町一丁目、神木本町二丁目、神木本町三丁目、神木本町四丁目及び神木本町五丁目に属する区域に限る。)</p>			
第13区 第14区 (第16区)	第13区 大和市、海老名市、綾瀬市 座間市 第16区 相模原市緑区 " 南区(14区を除く地区) 厚木市、伊勢原市、愛川町 清川村 第14区 相模原市緑区 " 中央区 " <u>南区(大野中, 大野南, 東林地区)</u>	(分割)	第13区 大和市、海老名市、綾瀬市 座間市 第16区 相模原市緑区 " 南区(14区を除く地区) " <u>(※2)</u> " <u>座間市(※1)</u> 厚木市、伊勢原市、愛川町 清川村 第14区 相模原市緑区 " 中央区 " 南区(大野中, 大野南, 東林地区)
<p>※1 相模が丘一丁目、相模が丘二丁目、相模が丘三丁目、相模が丘四丁目、相模が丘五丁目、相模が丘六丁目 ※2 相南一丁目(十九番から二十四番までに限る。)、相南二丁目(十三番から十六番まで及び十八番から二十四番までに限る。)、相南三丁目(二十七番から三十三番までに限る。)、相南四丁目、松が枝町</p>			